

曳船用ウインチの緊急離脱装置に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編及び O 編

改正理由

IACS は、港湾やターミナル等の陸地の近傍において曳航作業に従事する船舶に対して、2018 年 10 月に採択した IACS 統一規則 M79 において曳船用ウインチの緊急離脱装置の備付け等を規定している。本会は同統一規則を既に本会規則に取入れている。

一方、関連業界より同統一規則における一部要件の更なる明確化が求められ、IACS は同統一規則の規定の意図を明確にする改正を実施し、2020 年 2 月に IACS 統一規則 M79(Rev.1)として採択した。

併せて、IACS は、IACS 統一規則 M79 が適用される就航船に対する検査要件を定める IACS 統一規則 Z18(Rev.9)を 2020 年 4 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 M79(Rev.1)及び Z18(Rev.9)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 港湾やターミナル等の陸地の近傍において曳航作業に従事する船舶への曳船用ウインチの緊急離脱装置の備付けは、当該船舶が通常は横方向の曳航作業に従事しない場合でも要求される旨を明確化した。
- (2) 曳船用ウインチに緊急離脱装置の備付けが要求される船舶において、曳船用ウインチへの緊急停止ボタンの備付けは任意であることが明確になるよう、改めた。
- (3) 曳船用ウインチの検査の方法の文書化は、製造者が行う必要がある旨を追記した。
- (4) 曳船用ウインチの緊急離脱装置に関する検査要件を、IACS 統一規則 Z18(Rev.9)に基づき規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 15.2.2, 15.2.5, 15.3.2, 15.5.2

鋼船規則 O 編 4.4.2, 附属書 4.4.2-3. 1.1.1, 1.1.2, 図 1.2.1-1., 1.2.1, 1.4.1, 1.4.2, 1.5.1